

延岡市 仕事と暮らし応援リフォーム商品券

働く女性の応援 リフォーム商品券

事業を営む方が、事業用店舗・事務所の福利厚生施設を女性の働きやすい職場環境に整備する工事が対象です。



1枚5万円の商品券が4万5千円で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

商品券について

- **購入限度額** …… 一中小企業あたりの購入限度額は100万円です。 ※一回限りの購入となります。
- **対象工事** …… 10万円(税込)以上の事業用店舗・事務所等の福利厚生施設整備工事
※**対象工事例は裏面**をご覧ください。
- **販売期間** …… 平成29年5月22日(月)～平成30年1月31日(水)
※「延岡市 仕事と暮らし応援リフォーム商品券」が売り切れ次第終了します。
(他の3種類の商品券を含め計4種類で、発行総額2億8千万円です)
- **有効期間** …… 商品券購入日から6ヶ月間です。
※ただし6ヶ月以内であっても平成30年3月6日以降に使用する事はできません。
(購入時に使用期限を商品券に記載します)

購入の条件

- **商品券が購入できる人** (提出書類で確認します)

延岡市の市税を滞納していない方

1人以上の女性従業員(家族従業員を除く)を雇用している、以下の①または②に該当する事業者

①延岡市内に事業所等を有する、中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業主・小規模事業者を含みます)
(中小企業者とは…)

業種	資本金	従業員
製造業・その他の場合	3億円以下	300人以下
卸売業の場合	1億円以下	100人以下
サービス業の場合	5,000万円以下	100人以下
小売業の場合	5,000万円以下	50人以下

または

②延岡市内に事業所等を有する、社会福祉法人・医療法人・学校法人(法人全体で従業員300人以下)

●対象となる物件

延岡市内にある事業用店舗・事務所等のうち、申請者が所有または賃借する物件で、従業員の福利厚生施設として使用する部分
※自宅と店舗が一体となっている場合は、店舗部分のみが対象

リフォーム 施工業者の登録

商品券を利用するためには事前に登録する必要があります

★加盟店の登録や商品券の換金の手続きについてはお問合わせください。

受付時間 平日9時～16時 ※12～13時は除く(閉所日:土・日・祝日)

販売・問合わせ先

延岡商工会議所

延岡市中央通3丁目5-1

TEL 33-6666 FAX 33-6682

延岡商工会議所HP

<http://www.miyazaki-cci.or.jp/nobeoka>

延岡市 仕事と暮らし応援リフォーム商品券 働く女性の応援リフォーム商品券の流れ



① 見積り

② 商品券購入

※**商工会議所にて販売いたします**

提出書類の返却はいたしませんので、予めコピー等をお願いします

提出書類

- ① リフォーム商品券購入申込書(様式第1号-2) ※市税の滞納がないことの証明印が必要
- ② リフォームの見積書
- ③ 施工前の現場写真(工事するところすべて)
- ④ 建物に関する確認書類
 - (1) 自己所有の建物の場合
リフォームする事業所の所有者が確認できる公的なもの
例) 固定資産税納税通知書兼明細書(課税明細書が必要です)の写し、または
市役所納税課発行の固定資産税額確認書(無料)など
 - (2) 商業テナント等、賃借している建物の場合
賃貸契約書の写し
- ⑤ 購入代金 原則としてその場で審査して商品券を販売いたします
- ⑥ 確定申告書の写し (税務署受付印または電子申告受信通知のあるもの)
※申請者が会社(法人)で、建物所有者が会社代表ではなく会社役員の場合、役員名簿の提出が必要です。
(様式第2号)

③ 工事

※**商品券購入前の着工は対象となりませんので、ご注意ください**

④ 支払い

※**仕事と暮らし応援リフォーム商品券を利用して業者様に工事代金をお支払いください**

リフォーム施工業者が手続きします

⑤ 工事完了の報告

⑥ 商品券換金(延岡信用金庫)

働く女性の応援リフォーム商品券対象工事等一覧(例)

基本的な 考え方

対象

原則として写真等で施工前後の確認ができるもので、申請者が所有または賃借している物件(店舗または事務所等)の福祉厚生施設

対象外

- 製品購入のみで施工を伴わないもの
- 解体や取り外し等のみの工事
- 書面や写真等による確認が困難なもの
- 市の助成制度を利用している部分

商品券の対象になるもの

女性が働きやすい環境整備のうち、
福利厚生施設の整備に関するもの

- ① トイレの増改築
- ② 更衣室の増改築
- ③ 休憩室の増改築
- ④ シャワールームの増改築
- ⑤ 給湯室の増改築
- ⑥ 託児室の増改築 など



商品券の対象にならないもの

市の助成制度があるもの

※ただし、市の助成対象とならない部分については商品券が使えますので、助成事業担当課に一度お問い合わせください。

上記以外の工事内容については事前にご相談ください。